

「国立アイヌ民族博物館」は、アイヌ民族の歴史や文化を主題とした初めての国立博物館として、2020年東京大会に先立つ同年4月の開館を予定しています。

「私たちのことば」など「私たちの」で始まる6つのテーマで、アイヌの人々が自分たちの文化を紹介する基本展示をはじめ、テーマ展示、子ども展示、映像シアター、特別展示により、その歴史と文化、そして人々の現在の暮らしを多角的に分かりやすく紹介します。

また、展示解説文や音声ガイドには、訪日外国人（インバウンド）に対応した多言語の他、アイヌ語を使用し、館内の案内表示にもアイヌ語の表記を行う予定です。

（2）アイヌ文化の振興

「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（以下、「アイヌ文化振興法」という。）に基づいて、同法の規定に基づく業務を行う団体として指定された公益財団法人アイヌ民族文化財団が実施する、アイヌに関する研究等の助成、アイヌ語の振興、アイヌ文化の伝承再生や文化交流、普及事業、優れたアイヌ文化活動の表彰やアイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業等を支援しています。

平成31年4月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（以下、「アイヌ施策推進法」という。）が新たに制定されました。その際、アイヌ文化振興法は廃止され、同法の内容はアイヌ施策推進法に引き継がれました。

第8節 地域における文化の振興

1 多様な文化を生かした地域づくり

我が国には、全国各地に多様で豊かな文化が息づいており、地域ごとの特色ある文化を生かして、地域振興につながる取組を支援しています。

（1）国民文化祭

国民の文化芸術活動への参加機運を高めるとともに、地域や世代を超えた文化交流の輪を広げていくため、都道府県等との共催により、全国規模の文化の祭典である「国民文化祭」を毎年開催しています（平成30年度は大分県で開催）。



第33回国民文化祭・おおいた2018開会式

図表9 主な内容

図表9	主な内容
主催事業	文化庁、開催地都道府県、市町村、文化団体等の共催によるもの
【開会式・閉会式】	アマチュア文化活動の新たな文化の方向性を示すオープニングフェスティバルなど
【シンポジウム】	地域文化活動等を含めた日本文化の動向について、様々な側面からテーマを設定して行う基調講演やパネルディスカッションなど
【分野別フェスティバル】	民俗芸能、民謡、オーケストラ、合唱、吹奏楽、演劇、文芸、美術、舞踊、邦楽、生活文化等の分野ごとに、都道府県などから推薦された団体等を中心として行う公演、展覧会など
協賛事業	国民文化祭の趣旨に賛同して、全国の地方公共団体や文化関係団体・企業等の主催により開催される各公演事業、コンクール、フェスティバル、展示、講習会など

(2) 文化芸術創造都市推進事業

文化芸術の持つ創造性を生かした地域振興、観光・産業振興等に取り組む地方自治体を支援するため、情報の収集・提供、会議・研修の実施等を通じて、国内ネットワークを強化し、国全体が文化芸術の持つ創造性により活性化するための基盤づくりを進めています。

(3) 文化芸術創造拠点形成事業

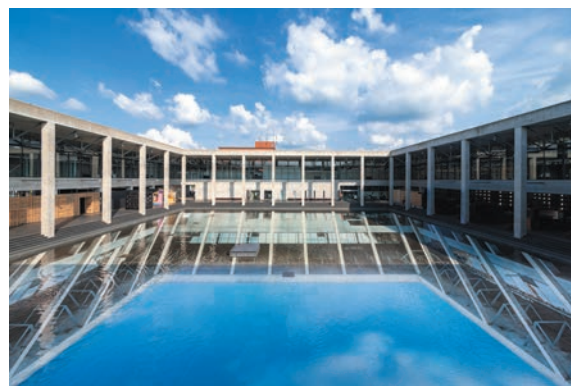
地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、多様で特色ある文化芸術の振興を図り、ひいては地域の活性化に寄与することを目的とし、地方公共団体が主体となって取り組む文化芸術事業に対して支援を行っています（平成30年度採択実績：136件）。

(4) 国際文化芸術発信拠点形成事業

2020年東京大会とその後を見据えた効果的な対外発信を行い、訪日外国人（インバウンド）の増加、活力ある豊かな地域社会を実現するため、芸術祭などを中核とし、文化芸術と観光、まちづくり、食、国際交流、福祉、教育、産業その他関連分野と有機的に連携した国際発信力のある拠点形成を支援しています（平成30年度採択実績：11件）。



Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018
横浜ダンスパラダイス photo: Kota Sugawara



新潟県十日町市
大地の芸術祭越後妻有アートトリエンナーレ
レアンドロ・エルリッヒ「Palimpsest: 空の池」
(Photo by Osamu Nakamura)

2 生活文化等の振興・普及

生活文化・国民娯楽は、我が国の文化芸術に広がりを与え、またそれを支える土台として機能しているとともに、和装や茶道、食文化など外国人がイメージする我が国の文化を数多く含んでいます。また、正に我が国の魅力そのものとして、観光振興や国際交流の推進等にも極めて重要な役割を果たしています。文化庁では、こうした生活文化等が持つ多様な価値と魅力を生かし発信するとともに、各分野に関する実態調査を行い、生活文化の振興等を図ります。

第9節

文化財の保存と継承

1 文化財保護制度の改革

文化財は我が国の様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた国民共通の貴重な財産です。しかし、過疎化や少子高齢化